

【表2】収支の状況（一般会計）

区分	平成17年度	平成18年度
形式収支 (歳入歳出差引額)	4億 6,590万円	7億 6,660万円
翌年度へ繰り越すべき繰上り財源	0円	0円
実質収支	4億 6,590万円	7億 6,660万円
単年度収支	△7,614万円	3億70万円

※表示単位未満を四捨五入しているため、積み上げ額が一致しない箇所があります。

◎収支

それでは、平成18年度一般会計の決算収支について、ご説明します。決算収支とは、歳入と歳出の差額のことをいい、この収支バランスのよしあしを判断するには、単年度だけではなく、前年度や翌年度との関係を見る必要があります。

【表2】と【グラフ2】をご覧ください。

●形式収支

その年度の歳入総額から歳出総額を差し引いたものを『形式収支』といいます。平成18年度の一般会計では、7億6千660万円の黒字となっています。

●実質収支

形式収支の中には、翌年度へ繰り越した事業に充てる財源（これは当年度ではなく翌年度の決算に属します）が含まれている場合があります。この場合、これを差し引いて収支の状況を判断します。これを『実質収支』

支』といい、この実質収支が黒字の場合は、黒字団体といい、赤字になると赤字団体といえます。

平成18年度は、翌年度に繰り越した事業がありませんので、実質収支は形式収支と等しくなっています。

●単年度収支

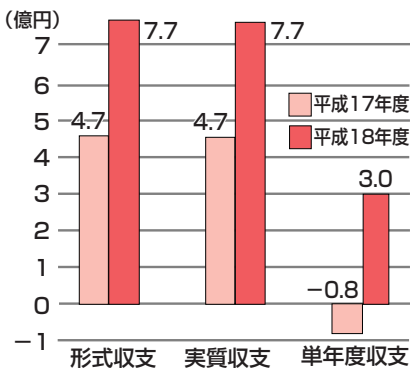
次に、前年度との関係で見ると、平成18年度の収入には平成17年度から繰り越されたお金が含まれていません。それを除くと前後の年度と切り離したその年度だけの収支が見えてきます。

このように、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものを『単年度収支』といいます。平成18年度一般会計の単年度収支は、3億70万円の黒字になりました。

【各種決算収支式】

- 形式収支＝歳入－歳出
- 実質収支＝形式収支－翌年度へ繰り越すべき財源
- 単年度収支＝実質収支－前年度実質収支

【グラフ2】収支の状況（一般会計）



【特別会計】

特別会計とは、特定の収入をもって特定の支出（事業）に充てる事業について、その収支を明らかにするために一般会計と切り離して経理するものをいいます。

●国民健康保険特別会計

国民健康保険加入者の医療費の給付や各種健診の助成、健康づくりなどの事業を行います。

●学校給食事業特別会計

小・中学校や保育所に、子どもたちの成長に必要な栄養を満たすことができるおいしい給食を、調理・配送します。

●公共下水道事業特別会計

都市基盤整備の一環として公共下水道を整備します。平成18年度は、主に登別東町のうち、約25・5分の区域を整備し、3月末の下水道普及率は約88・1%になりました。

また、公共下水道整備区域外となる『個別排水処理区域』では、市民の皆さんの要望により、市が浄化槽を設置・維持管理する『個別排水処理施設整備事業』を行っています。

●老人保健特別会計

老人医療費の負担を軽減する

財政用語解説①

ため、医療費の給付を行います。

●簡易水道事業特別会計

札内地区などの飲料・営農用水施設の整備を行います。

●介護保険特別会計

介護保険法に基づいて、被保険者からの保険料を財源として、介護が必要な高齢者などを対象に、介護サービスを提供します。

●カルルス温泉スキー場事業特別会計

カルルス温泉サンライバスキー場の運営を委託し、ウィンタースポーツの振興と観光振興、カルルス地区の活性化を図ります。

【企業会計】

企業会計とは、独立採算制を追求する企業の色彩の強い事業（地下鉄、バス、水道、病院など）を行う場合に、地方公営企業法の規定に基づいて設置する会計です。登別市では水道事業会計がこれに当たります。

●水道事業会計

安全で良質な水の供給や配水管の整備などを行います。

